

要件事項	<p><Air-NACCS/Sea-NACCS 共通> 原産地証明書識別（自己申告制度に係る原産品申告書用コードの追加）</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 自由貿易協定に自己申告に対応するコードが存在しない。</p>
	<p><変更後仕様> 原産地証明書識別に自己申告（原産品申告書）用の新規コードを追加する。</p>

1. 変更内容

(1) 原産地証明書識別の追加

(A) 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において、「原産地証明書識別」欄に自己申告（原産品申告書）用の新規コードを追加する。

(B) 「原産地証明書識別」欄の入力方法は、以下のとおり。（黄色の背景箇所が当該変更箇所。）

表 1. 「原産地証明書識別」欄の入力方法

貨物の種類	入力条件				入力可能なコード				原産地証明
	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	自由貿易協定用		協定用等	
						バイ協定用	マルチ協定用		
自国関与品	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	A				*
	特恵用原産地証明書	○	—	—	J				*
自国関与品以外	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	B				*
上記特恵用識別「A」「J」及び「B」の場合を除く貨物	特恵用原産地証明書	○	—	—	P				*
税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	—	—	—	C	D	6		
少額貨物扱い	—	—	—	—	T	E	5		
自由貿易協定関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書	○	自由貿易協定関税割当証明書	○		K	1		*
	自由貿易協定用原産品申告書	○	自由貿易協定関税割当証明書	○		H			*
	少額	—	自由貿易協定関税割当証明書	○		Y	2		
	提出省略	—	自由貿易協定関税割当証明書	○		Z	3		
自由貿易協定に基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書	○	—	—		F	4		*
	自由貿易協定用原産品申告書	○	—	—		U			*

入力条件					入力可能なコード				原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	自由貿易協定用		協定用等	
						バイ協定用	マルチ協定用		
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	○	—	—				G	*
貨物、インボイス等により原産地を確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	—	—				R	
輸入割当等公表告示三ー八に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三ー八に規定する原産地証明書	○	—	—				S	*
原産地を確認できない貨物	—	—	—	—				N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	—	—	—	—	M				
原産地証明書または原産品申告書の提出猶予申請を行う貨物	—（自由貿易協定用原産地証明書）	—	—	—		L	7		
	—（自由貿易協定用原産品申告書）	—	—	—		W			

※表中の自由貿易協定とは「FTA」と「EPA」の両方を指す。

※表中の「M」、「L」、「7」、「W」についてはIDAおよびIDA01のみ入力可能である。

2. 変更対象

(1) 第1回リリース

- ①「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ②「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ③「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ④「輸入申告（IDC）」業務
- ⑤「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- ⑥「輸入申告変更（IDE）」業務
- ⑦「輸入申告等照会（IID）」業務

(2) 第2回リリース

- ①「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）（OTA）」業務
- ②「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）（OTA01）」業務
- ③「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務
- ④「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務
- ⑤「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ⑥「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務
- ⑦「インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録（IVB02）」業務
- ⑧「輸入申告（沖縄特免制度）（OTC）」業務
- ⑨「輸入申告変更（沖縄特免制度）（OTE）」業務

3. リリース日

リリースは2段階とする。

(1) 第1回リリース（リリース済み）

平成26年12月21日（日）

(2) 第2回リリース

平成27年3月15日(日)

※サービス開始は日豪EPA協定発効後(平成27年1月15日)とする。